

自然災害における障害福祉サービス類型に応じた業務継続計画（BCP）
マニュアル作成支援のための研修教材

障害福祉サービス事業所等における 自然災害発生時の 業務継続計画（BCP）作成のポイント

－相談支援事業・固有事項－

2021年12月

この動画では、自然災害発生時のBCP作成のポイントについて、
相談支援サービス固有事項に関する内容を説明します。

別途、ご案内している「障害福祉サービス事業所等における自然災害発生時の業務継続計画作成のポイント 共通事項」とあわせてご視聴ください。

内容

1. 平時からの対応
2. 災害が予想される場合の対応
3. 災害発生時の対応

この相談支援サービス固有事項に関する内容は、ご覧の3つの項目です。

1. 平時からの対応

要点解説

ガイドライン 35ページ

ひな形 29ページ

- 優先的に安否確認が必要な利用者の情報を整理しておく
- 緊急連絡先について、複数の連絡先や連絡手段を把握しておく
- 避難方法や避難所に関する情報に留意しておく
- 日頃から関係機関との良好な関係を構築する
- 被災時の安否確認やサービス調整等に対応するため、他関係機関と事前に検討・調整する

2

まず、「平時からの対応」です。

災害発生時、優先的に安否確認が必要な利用者について、あらかじめ検討のうえ、「利用者台帳」などにおいて、その情報がわかるようにしておいてください。

緊急連絡先について、複数の連絡先や連絡手段を把握しておくことが望まれます。

地域の避難方法や避難所に関する情報に留意し、行政、自治体、職能団体、事業所団体などの地域の関係機関と良好な関係を作るよう工夫しておいてください。

そのうえで、災害に伴い発生する、安否確認やサービス調整などの業務に適切に対応できるよう、

他の相談支援事業所、障害福祉サービス事業所等、地域の関係機関と事前に検討・調整をしておくことが重要です。

1. 平時からの対応

要点解説

ガイドライン 35ページ ひな形 29ページ

- 利用者へ、避難先への「おくすり手帳」の持参指導を行う
- 市町村と連携し、災害時避難行動要支援者の利用者把握に努める
- 自治体から依頼があった場合、個別避難計画策定へ協力する
- 個別避難計画、サービス等利用計画、利用者台帳間の情報連携を行う

3

また、避難先において、薬情報が参照できるよう、利用者に対し、「おくすり手帳」の持参指導をおこなっていただくことが望ましいです。

市町村と連携し、災害時避難行動要支援者である利用者の把握に努め自治体から依頼があった場合には、個別避難計画策定へ協力するようにしてください。

そして、個別避難計画、サービス等計画や利用者台帳間の情報連携を適切に図ることが重要です。

2. 災害が予想される場合の対応

要点解説

ガイドライン 35ページ

ひな形 29ページ

- 利用者が利用している、訪問系、通所系、居住系事業所等が、サービスの休止・縮小する基準について事前に把握する
- 必要に応じてサービスの前倒しなども検討する
- 自サービスの被災時の対応を検討し、関係機関に共有の上、利用者やその家族にも説明する

4

つづいて、「災害が予想される場合の対応」です。

台風などの情報は、事前に気象情報などで入手することができます。このため、訪問系サービスや通所系サービス、居住系サービスについて、

「台風などで甚大な被害が予想される場合などにおいては、サービスの休止・縮小が余儀なくされることを想定し、あらかじめその基準を定めておく」とされています。

このため、利用者が利用する各施設・事業所等が定める基準について、事前に情報共有し、把握しておき、そのうえで、必要に応じ、サービスの前倒しなども検討しておいてください。

ご自身の相談支援サービスについても、台風などで甚大な被害が予想される場合などにおいては、休止・縮小を余儀なくされることを想定し、その際の対応方法を定めておいてください。

そして、他の相談支援事業所、障害福祉サービス事業所等、地域の関係機関に共有のうえ、利用者やその家族にも説明しておくことが必要です。

3. 災害発生時の対応

要点解説

ガイドライン 35ページ

ひな形 29ページ

- 事業が継続できる場合
 - ・ 早期に個別訪問等により利用者の状態把握、サービス等の実施把握を行う
 - ・ 状態の悪化が懸念される利用者に対して、必要な支援提供を関係機関と連絡調整する
 - ・ 避難先でのサービス提供も含め、関係機関と連携しながら必要なサービスが提供されるよう調整する
- 事業が継続できない場合
 - ・ 関係機関と事前に検討・調整した対応を行う

5

最後に、「災害発生時の対応」です。

災害発生時で、事業が継続できる場合には、可能な範囲で、個別訪問等による早期の状態把握を通じ、障害福祉サービス等の実施状況の把握を行い、

被災生活により状態の悪化が懸念される利用者に対して必要な支援が提供されるよう、障害福祉サービス事業所等、地域の関係機関との連絡調整などを行うことが重要です。

避難先においてサービス提供が必要な場合も想定されるため、障害福祉サービス事業所等、地域の関係機関と連携しながら、

利用者の状況に応じて、必要なサービスが提供されるよう調整を行ってください。

また、災害発生時で事業が継続できない場合には、他の相談支援事業所、障害福祉サービス事業所等、地域の関係機関と事前に検討・調整した対応を行ってください。

以上で、本動画の説明は終了です。